

エフコープ生活協同組合

エフコープぶるか（プリペイド）利用約款

1.本約款の目的

本約款は、エフコープ生活協同組合（以下「生協」という）が発行するエフコープぶるかに付帯する「エフコープぶるかサービス」について規定するものであり、組合員がエフコープぶるかを使用してプリペイドを利用するにあたり本約款が適用されるものとします。なお、エフコープぶるかサービスに付随または関連して生協が提供するサービスについては、本約款と併せて生協が各々に定める約款が適用されるものとします。

2.定義

本約款における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1)エフコープぶるかマネーとは、生協が発行したエフコープぶるかに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)エフコープぶるかサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払として、生協所定の方法によりエフコープぶるかにチャージされたエフコープぶるかマネーを利用することで、生協から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3)チャージとは **4.チャージ**に定める方法により、組合員がエフコープぶるかにエフコープぶるかマネーを加算することをいいます。
- (4)エフコープぶるか残高とは、組合員が利用可能なエフコープぶるかマネーの金額をいいます。

3.不正使用等の禁止

- (1)組合員はカードにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2)組合員は、エフコープぶるかの偽造・変造・改ざん他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

4.チャージ

- (1)組合員は、生協所定の場所・方法にてエフコープぶるかに1,000円単位で繰り返しチャージすることができるものとします。
- (2)組合員は、1枚のエフコープぶるかに対して、50,000円までチャージできます。また、一度にチャージできる上限額は49,000円までとします。

5.エフコープぶるかサービスの利用

- (1)組合員は生協でエフコープぶるかサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他金券類・はがき・切手・印紙類・その他、生協が定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2)組合員が生協でエフコープぶるかサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、エフコープぶるか残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた

場合と同様の効果が生じるものとします。

- (3)組合員は、エフコープぶるか残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方法により、支払うものとします。
- (4)組合員が生協において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるエフコープぶるかの枚数は、1枚に限ります。
- (5)組合員は、エフコープぶるかサービスを利用した場合には、**交付するレシート等に印字して表示されるエフコープぶるか残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。**万一誤りがある場合には、その場で生協に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、組合員は当該エフコープぶるか残高について誤りがない事を了承したものとします。

6.エフコープぶるか残高

- (1)エフコープぶるか残高は、エフコープぶるかサービス利用時のレシート、エフコープぶるか組合員サイト、エフコープぶるかモバイルサイト（携帯サイト）、チャージ機、本約款末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。
- (2)最後にエフコープぶるかサービスを利用した日および最後にチャージした日は、エフコープぶるか組合員サイト、本約款末尾のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。
- (3)組合員は**最後にエフコープぶるかサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に失効し残高はゼロとなります。**
- (4)(3)の自動的に失効した後、プレゼントバリュー分の残高については、お申し出があった場合に限り、再度残高として有効となります。その際はエフコープぶるかもしくは組合員番号を提示し、本人確認をさせていただく場合があります。（※残高を有効にできるのはプレゼントバリュー分のみになりますのでご注意ください。）

7.エフコープぶるか残高の合算

組合員は、生協が認めた場合を除き、エフコープぶるか残高を他のカードに移行することはできないものとします。

8.エフコープぶるかサービスの利用ができない場合

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、エフコープぶるかサービスを利用すること、ならびにエフコープぶるか残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1)生協がエフコープぶるかサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2)エフコープぶるかの破損、または生協の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3)その他やむを得ない事由のある場合。

9.換金等不可

生協がエフコープぶるかサービスを終了する場合を除き、**エフコープぶるか**

残高の換金または現金の払戻しはできないものとします。

10.エフコープの脱退

- (1)組合員は生協所定の方法により脱退をすることができるものとします。この時、**生協所定の期間が経過したときに、組合員資格が喪失され、エフコープぶるかの利用ができなくなります。**
- (2)前項の場合、エフコープぶるかにチャージされている**エフコープぶるか残高の現金の払い戻しは出来ないものとします。脱退前にエフコープぶるか残高を使い切ってください。**

11.エフコープぶるかの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

エフコープぶるかが再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたエフコープぶるか残高が再発行されたエフコープぶるかに引き継がれるものとします。再発行料は磁気不良を除き、生協所定の発行料を支払うものとします。

12.エフコープぶるかの紛失・盗難等の再発行

- (1)紛失・盗難によりエフコープぶるかが再発行された場合、生協によるエフコープぶるかの利用停止措置が完了した時点のエフコープぶるか残高が再発行されたエフコープぶるかに引き継がれるものとします。
- (2)組合員がエフコープぶるかの紛失・盗難を申し出してから生協による利用停止措置が完了するまでにおおよそ3日程度を要することを組合員は了承するものとします。なお、紛失・盗難から利用停止措置が完了するまでの間にエフコープぶるか残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負わないものとします。
- (3)組合員が紛失・盗難届出時にエフコープぶるか残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したエフコープぶるかに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、生協は一切の責任を負わないものとします。
- (4)組合員が利用申込書への記載登録間違いや、利用資格喪失等の理由により、生協でエフコープぶるかの再発行ができない場合、エフコープぶるか残高は引き継げないものとします。
- (5)紛失・盗難によるエフコープぶるか再発行の場合、生協所定の発行料を支払うものとします。

13.無権限取引により発生した損失の補償

- (1)組合員がエフコープぶるかの情報を第三者に取得され、組合員の意思に反してエフコープぶるかを利用又は処分等されたことにより、損失が発生した場合、生協は、組合員の意思に反して権限を有しないものの指図が行われたことにより発生した損失について、原則として、これを補償することとします。ただし、生協に申告した内容、生協が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると生協が合理的に判断した損失の全部または一部について補償を行わないこととします。
・組合員の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失

- ・組合員の家族、近親者、同居人、組合員の委託を受けて身の回りの世話をする者、組合員の関係者または組合員の許可に基づき対象端末等を利用する者が行った利用である場合
- ・当該申出の全部または一部が虚偽またはその疑いがある場合
- ・組合員等が不正利用に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力をしていた場合またはその疑いがある場合
- ・組合員等が補償の申出をした日から1年以内に再び補償の申出をした場合
- ・戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた不正利用である場合
- ・本約款 **12.エフコープぶるかの紛失・盗難等の再発行(2)**に定める期間内(紛失・盗難から利用停止措置が完了するまでの間)に第三者により利用されて発生した損失

(2)エフコープぶるかの組合員が生協に対して補償を求める場合には、下記(3)の補償手続きの内容に従った手続きを行うとともに、生協による調査に協力するものとします。組合員が当該手続きを怠った場合には、組合員に生じた損失の全部または一部について、生協はその責任を負わないことがあります。

(3)補償手続きのために、組合員は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から60日以内に、当該損失が発生した事実を生協及び警察署に申告しなければならないこととします。また、生協に対して以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。

- ・損失額
- ・損失発生日
- ・損失発生の経緯
- ・その他当社が通知を求めた事項

(4)生協は、不正取引が発生した場合またはそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力のうえ必要な情報を公表することとします。

14.生協との紛議

- (1)組合員がエフコープぶるかサービスを利用して購入または提供をうけた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。
- (2)前項の場合においても、組合員は、生協に対し、エフコープぶるかサービスの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

15.組合員資金の保全方法

- (1)資金決済法14条1項は、前払式支払手段の保有者が、前払式支払手段発

行者の都合により、当該サービスを利用することができず損失を被るなどのリスクから保護するため、基準日（毎年3月31日及び9月30日時点）時点の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託するよう義務づけています。生協も、同規定に基づき、基準日時点の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を法務局に供託する方法により保全しています。なお、必ずしも、前払式支払手段の保有者の債権の全額が保全されているわけではありません。

- (2)万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法31条1項の規定に基づき、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利があります。
- (3)発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：生協の利用者資金の保全方法は次の通りです。

- ・金銭による供託

16.個人情報の収集・利用

組合員（本条において、エフコープぶるかサービスの申し込みをしようとする方を含みます）は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が申し込み時に生協に届け出た事項およびエフコープぶるかサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます）を、生協が定める「個人情報保護基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行った上で収集・利用することに同意するものとします。

17.約款の変更

- (1)生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、組合員がチャージ、エフコープぶるかサービスを利用した商品等の購入、エフコープぶるか残高の照会をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2)前項の告知がなされた後、組合員が脱退することなく1ヵ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

18.エフコープぶるかサービスの終了

- (1)生協は、次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知することにより、エフコープぶるかサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ①社会情勢の変化
 - ②法令の改廃
 - ③その他生協のやむを得ない都合による場合
- (2)前項の場合、法令に基づき、組合員は生協の定める方法により、エフコープぶるか残高に相当する現金の払い戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、組合員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

19.制限責任

エフコープぶるかサービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由（13(1)に定める場合を除く。）により、組合員がエフコープぶるかサービスを利用することができないことで当該組合員に生じた損害について、生協は一切の責任を負わないものとします。

20.通知の到着

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到着が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

21.業務委託

生協は、本約款に基づくエフコープぶるかサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

22.合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【ご相談窓口】

- 1.エフコープぶるかサービスに関するお問い合わせ、ご相談等は、エフコープぶるか組合員サイト、エフコープぶるかモバイルサイト（携帯サイト）をご参照いただくか、下記までご連絡ください。
- 2.個人情報に関するお問い合わせや、開示等の申出等に関しましては、下記までお願いします。

【お店、または補償に関するお問い合わせ先】

エフコープ生活協同組合 店舗支援部

TEL.092-947-4811 土曜、日曜除く 10:00～17:00 まで

【お店以外のことに関するお問い合わせ先】

エフコープ生活協同組合 組合員サービスセンター

TEL.0120-41-0120 月～金 9:00～20:45 土 9:00～17:45